板橋区ユニバーサルデザイン 推進計画 2035 (素案)

令和7年10月 板 橋 区



区長挨拶がはいります

目 次

第1章	章 計画策定にあたって	. 3
1	背景と目的	. 4
2	計画の期間	. 4
3	計画の位置づけ	. 4
第2章	章 現状と課題	. 7
1	国・東京都および民間企業の動向	. 8
2	推進計画 2025 における主な取組	11
3	計画策定の基礎調査	15
4	ユニバーサルデザイン推進における現状の課題	19
第3章	章 本計画における基本的な考え方	23
1	推進計画 2025 の評価と本計画の方向性	24
2	ユニバーサルデザインについて	24
第4章	章 めざす将来像、取組の指針、施策	27
1	めざす将来像	28
2	取組の指針	30
3	施策の体系図	
4	施策	34
第5章	章 施策を実現するための考え方	43
1	既存事業のスパイラルアップと新規事業の効果的な導入	44
2	みんなで取り組むユニバーサルデザイン	45
3	各主体の役割	46
第6章	章 実施計画	47
1	実施計画について	48
2	計画の推進に向けて	49
3	事業の体系	50
4	事業概要	54
資料網	a	77
1	ユニバーサルデザインの7原則	
2	バリアフリーとユニバーサルデザイン	
3	東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例	
4	東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則	82
5	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿	
6	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の調査審議経過(令和6・7年度)	
7	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱	
8	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿	
9	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部(検討会)会員名簿	87
10	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025「後期実施計画」策定経過	88

第1章

計画策定にあたって

- 1 背景と目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ

1 背景と目的

- ○少子高齢化の加速、文化背景の多様化、コロナ禍を経ての生活様式の多様化など、社会 状況は急速に変化しています。また、デジタル化やグローバル化が進む中で、物理的な 豊かさだけでなく、文化・芸術、スポーツ、観光や、人との交流など、心の豊かさを感じ られる生活を求める人は増えています。
- ○このような社会においては、すべての人がさまざまな場面で社会参加できる環境を整えることが、一層重要になっています。介助が必要な人であっても自らが望むように暮らし、社会参加できる環境を整備すること、だれもが人と人とのつながりを感じながら心地よくすごせるまちをつくっていくことが必要です。
- ○区では、2017年に「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025(以下「推進計画 2025」)を策定し、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインを推進するための仕組みや基盤を整えてきました。推進計画 2025 は 2025年度で計画期間が終了しますが、全世代・全員が生涯にわたって活躍でき、地域の中で自然に交流し支え合う「地域共生社会」の実現に向けては、引き続きの取組が求められます。
- ○区は区民、事業者、地域活動団体と連携しながらユニバーサルデザインを推進することで新たな価値を創造し、誰もが心地よく暮らし過ごせるまち「板橋」を実現することとし、次の10年を見据えた新たな計画「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035 (以下「本計画」)」を策定します。

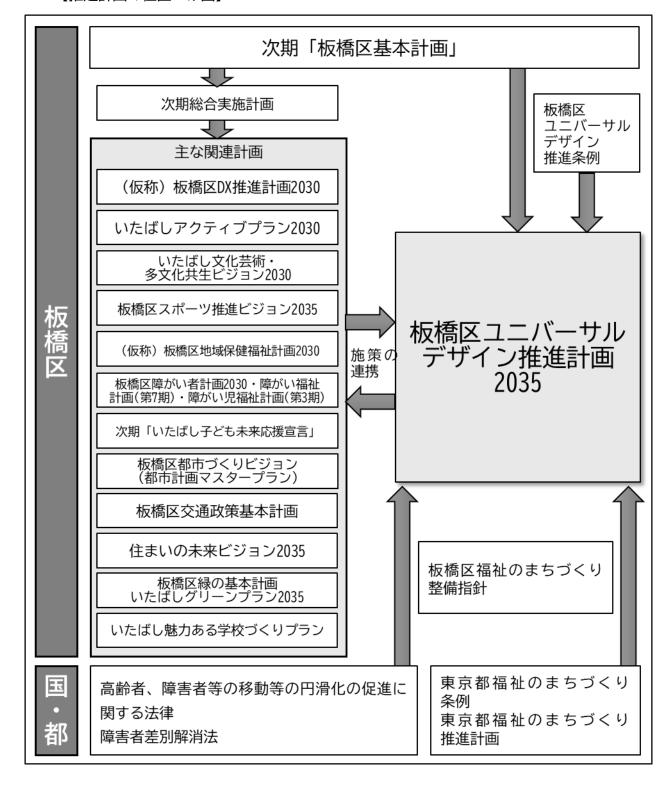
2 計画の期間

- ○本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間です。
- ○なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、概ね5年を目途に実施状況の 振り返りを行い、本計画の見直しを検討します。

3 計画の位置づけ

○本計画は、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例第8条に基づき策定するものであり、次期板橋区基本計画を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取組を体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【推進計画の位置づけ図】



コラム

ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」という言葉、聞きなれないという人も多いのではないでしょうか。

ユニバーサルデザインは、1985年にアメリカの建築家ロナルド・メイスによって提唱された考え方です。彼は、障がいの有無にかかわらず、だれもが同じ環境や製品を安全かつ快適に使える社会を目指し、「すべての人のため」の設計を重視しました。

「Design for all (みんなのデザイン)」としてこの考え方が広まっている 国もあります。

代表例に、だれもが同じように通ることのできる自動ドアや、多言語翻訳・ 読み上げ機能などを備えたウェブサイトなどがあります。

多様な人がともに過ごす社会において、建物、製品、サービスなどあらゆる 分野にユニバーサルデザインを取り入れることは、すべての人の快適で心地よ いくらしにつながります。

第2章

現状と課題

- 1 国・東京都および民間企業の動向
- 2 推進計画 2025 における主な取組
- 3 計画策定の基礎調査
- 4 ユニバーサルデザイン推進における現状の課題

1 国・東京都および民間企業の動向

(1) 国の動向

〇バリアフリー法(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律)

バリアフリー法は、平成 18 (2006) 年に制定されました。平成 30 (2018) 年の改正では、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が基本理念として明記され、区市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度が創設されました。さらに、令和2 (2020)年の改正では、情報提供に関する事項、国民の理解の増進及び協力の確保が追加されています。

〇障害者基本法、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者基本法は昭和 45(1970)年に制定され、平成 23(2011)年の改正では、「社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」としました。平成 25(2013)年に制定された障害者差別解消法では、合理的配慮の実施を日本国政府や地方公共団体、独立行政法人、特殊法人については義務としました。令和 6(2024)年の改正により、一般事業者に対しても義務となりました。

<u>〇ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつー</u> 体的な推進に関する法律)

平成 30 (2018) 年に施行され、ユニバーサル社会の実現に向けた以下の施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。障がい者・高齢者への社会的障壁の除去の他、スポーツや文化芸術などあらゆる分野における活動に参画する機会の確保、安全・安心の確保等が挙げられています。

<u>○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法(障害者による情報の取得お</u> よび利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)

令和4(2022)年に施行され、施策推進の基本的な考え方として以下が規定されています。

- ・情報の取得・利用、意思疎通の手段について、可能な限り、障害の種類・程度に応じ た手段を選択することができるようにする。
- ・日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報を十分に取得・利用 し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。
- ・障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者と同一の内容の情報を 同一の時点において取得することができるようにする。
- ・デジタル社会において、高度情報通信ネットワークの利用や情報通信技術の活用を通 じ、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう にする。

(2) 東京都の動向

○東京都福祉のまちづくり条例

東京都福祉のまちづくり条例は、平成7 (1995) 年に制定され、平成21 (2009) 年の改正では、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現をめざすこととなりました。

○東京都福祉のまちづくり推進計画

「東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年度~令和 10 年度)」が令和6(2024)年 に策定されました。全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることがで きるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるための計画です。計画 の中では、以下の5つの視点が挙げられています。

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(3) 民間企業等の動き

民間企業のユニバーサルデザインへの取り組みは、単なる社会貢献活動にとどまらず、企業活動における持続的な発展を支える重要な取り組みへと広がっています。操作性や分かりやすさの向上を図ることはもとより、今後は AI や IT を活用して、一人一人の特性やニーズによって機能が変化するスマートフォンなど、新しい商品が生まれていくことが予想されています。板橋区の主要産業の一つである印刷分野でも、UD フォントの普及のほか、見やすい、分かりやすい、持ちやすい、取り出しやすいなど、だれにとっても使いやすい商品包装(ユニバーサルデザイン・パッケージ)などの新しい考え方が生まれています。

①東京都チャレンジドプラスTOPPAN株式会社

東京都チャレンジドプラスTOPPAN株式会社は、凸版印刷株式会社および、東京都と板橋区の共同出資により設立された第三セクター方式による重度障がい者雇用モデル企業です。オフィスサポート事業の他、障がい当事者ネットワークで構成される約 2,400名の障がい者パネルを活用した、ユニバーサルデザイン商品や Web サイトアクセスビリティなどへのコンサルティング事業が行われています。また、バリアフリー情報サイト「らくゆく」を展開しています。

②東京家政大学

東京家政大学では、服飾に関する授業において、ユニバーサルファッションの概念が取り入れられています。ユニバーサルファッションとは、性別、年齢やサイズ、障がいの有無に関わらず、自由に好きなファッションを選べる豊富な選択肢があり、誰もが好き

な服を楽しめる社会づくりを目指す理念です。例えば、車いすに座ったときにも快適で おしゃれに見えるコーディネート「すわりコーデ」などが提唱されています。





座ったときにも快適でおしゃれ に見えます。

車いすユーザーだけではなく、仕事などで長い時間を座って過ごす多くの人に役立っています。

2 推進計画 2025 における主な取組

○区では、推進計画 2025 に基づき、さまざまな施策を推進しました。以下に主な取組を紹介します。

(1) 板橋区ユニバーサルデザインガイドラインの策定



板橋区ユニバーサルデザイン ガイドライン

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、法令や 条例などの技術的な基準や接遇マニュアルを守るだけでなく、利用者の視点に立ち、継続的な改善を図ることが重要です。区では、この理念に基づき、平成30年に「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、基本的知識、適切な対応方法、取組プロセス、施設整備の基本的考え方を体系的に整理しました。本ガイドラインは、スパイラルアップ(継続的改善)の考え方に基づき、社会情勢の変化や多様化するニーズ、実践で得られた知見を反映させるため、これまでに2回改定を実施しました。

(2) パンフレット「まちのなかで気づくかな?」の配付



ユニバーサルデザイン啓発パンフレット 「まちのなかで気づくかな?」

ユニバーサルデザインの理念を、幅広い世代に親しみやすく伝えるため、啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな?」を作成し、これまでに延べ 14,000 部以上を配付しました。

本パンフレットは、日常生活のさまざまな場面をイラストで表現し、困りごとを抱える方々への気づきと適切な配慮・支援について考える機会を提供するものです。保育園や小学校での理解促進のための教材として活用されているほか、区主催イベントでの配付を通じて、ユニバーサルデザインの普及啓発や人材育成に寄与しています。

(3) ユニバーサルデザインチェックの実施



大規模改修時に UD チェックを行った 植村記念加賀スポーツセンター

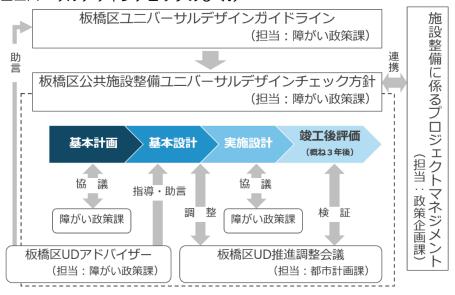
「板橋区公共施設整備ユニバーサルデザインチェック方針¹」に基づき、区の公共施設整備において、ユニバーサルデザインの考え方に沿った適切な配慮がされているかをチェックする体制を構築しています。このチェックは、「基本計画」「基本設計」「竣工後検証評価」の各段階において、関係部署と緊密に連携しながら実施しています。

平成 30 年の運用開始以降、延べ 43 件のユニバーサルデザインチェックを実施し、多様な利用者に配慮した施設整備を推進しました。特に竣工後検証評価では、実際の利用状況を踏まえた検証を行い、その結果を次の公共施設整備に反映させるスパイラルアップのしくみを確立しています。これにより、継続的な改善サイクルを通じて、より高い水準のユニバーサルデザインの実現をめざしています。

ユニバーサルデザインチェックの実績

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	計
件数	6	8	2	3	6	8	10	43

ユニバーサルデザインチェックのしくみ



^{1 「}板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」に沿った統一的なユニバーサルデザインの考え方に基づきチェックを行うことを通じて、個々の公共施設の価値だけでなく、区の公共施設全体の価値を高め、すべての人が利用できる施設を整備するための方針

(4)区職員の人材育成

区職員のユニバーサルデザインに対する理解と実践力を高めるための研修を実施しています。研修では、接遇や多様な特性の理解などのソフト面に加え、施設設計や管理運営などのハード面の視点も取り入れ、総合的なユニバーサルデザイン推進能力の向上を図っています。研修を通じて職員の「気づき」を促し、日常業務においてユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れる組織文化の醸成に努めています。また、庁内情報誌「UDニュース」を令和6(2024)年度までに38回発行し、先進事例の紹介や取組状況を共有することで全庁的な普及啓発を進めてきました。

こうした継続的な取組の結果、区職員のおけるユニバーサルデザインの理解度は、平成 29(2017)年度の 54.9%から令和 5(2023)年度は 86.3%まで大幅に向上しました。





職員向け情報誌 UD ニュース

職員のユニバーサルデザインの理解度

ユニバーサルデザインの「理解度」および「認知度」について

職員アンケートおよび区民アンケートにおいては、「ユニバーサルデザインについて、どの程度知っていますか。」という設問に対して、「1.具体的な事例まで知っている」、「2.言葉の意味まで知っている」、「3.言葉だけは聞いたことがあった」、「4.知らなかった(今回初めて聞いた)」の4つの選択肢のうち、1と2を足した回答率を「理解度」、1と2と3を足した回答率を「認知度」としています。

1.具体的な事例 2.言葉の意味 3.言葉だけは聞 4.知らなかった 不 明 まで知っている まで知っている いたことがあった 理解度 認知度

(5) 出前講座やイベントでの普及啓発

区民や事業者などを対象に、区職員を講師として派遣する出前講座を実施し、ユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供してきました。これらの講座では、参加者が日常生活や事業活動においてユニバーサルデザインを実践できるよう、実例を交えたわかりやすい内容を心がけています。

また、区役所本庁舎1階イベントスクエアで実施したユニバーサルデザイン展をはじめ、区主催のイベントにおいてユニバーサルデザインの普及啓発コーナーを設置し、多くの来場者にユニバーサルデザインの重要性と実践方法を伝える取組を展開してきました。



保育園児がユニバーサルデザイン について学ぶUDスクール



小学校でのユニバーサルデザイン出前講座

(6) おでかけマップの充実

すべての人が安心して外出し、積極的な社会参加ができるよう、区ホームページ上に「どこでも誰でもおでかけマップ」を整備・公開しています。このマップでは、区内の公共施設および一部の民間施設のバリアフリートイレや赤ちゃんの駅の設置状況など、多様なバリアフリー情報を掲載しています。





どこでも誰でもおでかけマップ

3 計画策定の基礎調査

(1) 区民アンケート調査の概要

①目的

本計画の策定にあたり、区民のユニバーサルデザイン に対する理解度や意識、日常生活における課題、今後 求められる施策の方向性を的確に把握するため、区民 アンケート調査を実施いたしました。



②調査の概要

項目	内 容			
\	住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の区民 3,000 名			
対象	(外国籍含む)			
一种,同类大计	配 布 郵送による			
配布・回答方法	回 答 郵送またはWEB			
一田木田田	郵 送 令和6 (2024) 年9月 17日~10月8日			
調査期間	WEB 令和6 (2024) 年9月 17日~10月 14日			
	・外国籍住民には英語版の調査票を同封			
配慮事項	・調査票の漢字にはふりがなを振った			
	・調査票および封筒に音声コードを印字			

③回収数

回収数 | 1,033 件/配布数 3,000 件 回収率 | 34.4%

(2) 区民アンケート調査の結果

①ユニバーサルデザインの認知度

- ○ユニバーサルデザインの理解度は34.3%、認知度は59.0%と、平成28(2016)年度の前回調査と比較して7~8%上昇しているものの、区民全体としては依然として十分な水準に達しているとは言えません。年齢層別の分析では顕著な差異が見られ、若年層ほど認知度が高く、特に20代では86.4%となった一方、75歳以上では40.9%に留まりました。
- ○障害者差別解消法で規定されている「合理的配慮」の認知度については、ユニバーサルデザインの概念を理解している層ほど高い傾向が明らかになりました。

②これまでの取組への評価

○「ユニバーサルデザインの取組が 10 年前に比べて進んでいるかどうか」という設問に対し、「思う」「まあ思う」と肯定的に回答した区民は合計の 41.3%にとどまっています。分析の結果、ユニバーサルデザインへの認知度と評価には相関関係が見られました。特に「ユニバーサルデザインの具体的な事例まで知っている」と回答した層では、「思う」「まあ思う」の合計が 69.0%に達しており、理解度の深さが評価の高さに関係していることが明らかになりました。

③これまでの取組に対する分野別評価

- ○区民が「取組が進んでいる」と評価している分野の上位3項目は、以下のとおりで す。
 - ・「だれもが快適に利用できるトイレの整備」
 - ・「目的地までスムーズに移動できる公共交通機関の整備」
 - ・「だれもが快適に利用できる建物や公園の整備」 これらの結果から、区民はハード面の取組に対する認識が比較的高い傾向が見られま した。
- ○一方、「多様な人が社会や地域活動に参加できる環境づくり」、「多様な人の意見を取り入れるしくみづくり」、「区、地域活動団体、大学、民間企業など、各主体の連携・協働」といった多様な人の参画や意見の取り入れ、連携・協働については評価が低い傾向にありました。

④ユニバーサルデザインへのニーズ

○区民アンケート調査から明らかになった主なニーズは次のとおりです。

【1】だれもがわかりやすく収集・利用しやすい情報の提供

全体で最も高いニーズとなっています。特に高齢者層からのニーズが顕著です。 自由記述欄からは、情報のオンライン化に対する期待と不安の両面が確認されま した。

【2】誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

「障がい者世帯」「介護・介助者世帯」において特に高いニーズが示されており、災害時・緊急時に対する不安が大きいことが伺えます。

【3】だれもが快適に利用できるトイレ

「妊娠中・未就学児世帯」で特に高い割合を占めています。

【4】目的地までスムーズに移動できるための公共交通機関

「妊娠中・未就学児世帯」「介護・介助世帯」「障がい者世帯」のニーズが高くなっています。

【世帯類型別の特徴的なニーズ】

<外国籍者世帯>

「多様な立場の方を理解する学びや交流の場」 「多様な人が社会や地域活動に参加できる環境づくり」

<小中学生世帯>

「くらしを便利で豊かにするサービスの提供」 「目的地までスムーズに移動できるための公共交通機関」

(3) オープンワークショップ・小学校出前講座 実施概要

①目的

本計画の策定にあたり、区民のユニバーサルデザインの認知度や課題などを把握する ため、オープンワークショップおよび小学校出前講座を企画、実施いたしました。

②オープンワークショップ・小学校出前講座 概要

名称	開催日	参加人数
高島平まつり	令和6年10月27日(日)	18 人
障がい者週間	令和6年12月8日(日)	25 人
記念行事		
SDGsマルシェ	令和7年1月11日(土)・1月12日(日)	66 人
UD展	令和7年2月10日(月)~14日(金)	16 人
小学校出前講座	令和6年9月26日(木)・10月22日(火)	124人
	令和7年2月17日(月)	(小学校3校)

③意見聴取方法

オープンワークショップでは、パネルを用いて「だれもがくらしやすいまち」に対する考えをシールで投票していただきました。また、そのまちを実現するために自分ができることや必要なことを付箋に書いていただきました。

小学校での出前講座は、4・5年生を対象に実施し、ユニバーサルデザインについて の講義の後、ワークシートを用いて「だれもがくらしやすいまち」について考えていた だきました。

(4) オープンワークショップで出された意見

①高島平まつり・障がい者週間記念行事・SDGsマルシェ・UD展

- ○「だれもがくらしやすいまち」については、以下の項目が多くなりました。
 - ・道路や公園がだれにとっても使いやすい
 - ・だれもが思いやりやもてなしの心を持っている

- ・施設やお店がだれにとっても使いやすい
- ・トイレがだれにとっても使いやすい
- ○「だれもがくらしやすいまちづくりのためにできること」においては、困っている人 を見かけたら声をかける、困っている人がいたらお手伝いする、電車で席をゆずって あげるといった意見が多く出ました。また、障がい者週間記念行事においては、お互 いを認め合い、尊重し、理解あるくらしを望むといった意見も出されていました。

②小学校出前講座

- ○「だれもがくらしやすいまち」について、ワークシートに記入された主な意見は以下 のとおりです。
 - ・いろんな人が協力して困っている人を助けるまち
 - ・差別がなくみんなが仲良くできるまち
 - ・お互いに個性を認め合えるまち
 - ・スロープがある公園や外国語表記が書いてある看板がたくさんあるまち
 - ・だれもが安心して安全にくらせるまち
- ○「だれもがくらしやすくなるためにできることや必要なこと」について、主な意見は 以下のとおりです。
 - ・困っている人を見つけたら声をかけたり助けたりすること
 - ・障がいの有無にかかわらず同じように接すること
 - ・みんなで協力して改善点を見つけ、提案していきたい

4 ユニバーサルデザイン推進における現状の課題

○区民アンケート調査の結果などを踏まえ、本計画の策定にあたっての現状の課題を以下 のとおり整理しました。

①ユニバーサルデザインの普及と実践

○ユニバーサルデザインの認知度をさらに高めていく必要があります。区民アンケートからは、ユニバーサルデザインに対する理解や関心を深める啓発活動等へのニーズが高いことが明らかになりました。多様な啓発活動を通じて認知度を向上させ、区民・地域団体・事業者がユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、日常生活の中での実践につなげることが必要です。

②だれもが利用しやすい情報・サービス

- ○社会全体で少子高齢化が進む一方、区内在住の外国人割合は 2035 年に約 8.5%に達すると見込まれています²。
- ○区民アンケートの結果では、「だれもがわかりやすく、収集・利用しやすい情報の提供」が最も高いニーズとして挙がっていることから、ユニバーサルデザインの視点に立った、より分かりやすく質の高い情報提供や案内表示、多言語対応の推進とともに、多様な利用者に配慮した窓口運営やコミュニケーション支援の充実が必要です。
- ○デジタル技術を活用し、対面・オンライン双方の利便性が向上し、多様な選択肢の提供が区民サービスの向上に寄与しています。一方で、オンライン化の普及に伴うデジタル技術やインターネット利用の格差に対する不安の声も寄せられています。だれもがデジタルの利便性を享受できる環境整備と支援体制の構築が必要です。

③だれにとっても快適なまちづくり

- ○道路・公園・トイレ・建物・公共交通機関のハード整備については一定の進展が評価される一方、区民アンケートでは今後のニーズとしても高い割合を占めており、より使いやすい施設やだれもがスムーズに移動できる環境の整備が求められています。施設整備にあたっては、多様な利用者目線に立ち、庁内組織横断的に一丸となって取り組むとともに、関係機関と必要な協議・調整を適切に行い、効果的な整備の推進が必要です。
- ○災害時・緊急時の備えについては、特に「介護・介助者世帯」「障がい者世帯」から 高いニーズが示されました。ユニバーサルデザインの視点に立った避難所整備や災害 に関する情報発信等、全庁を通じた取組として防災対策の推進が必要です。

④みんなが参画するユニバーサルデザインのしくみづくり

○これまで区では、まちづくり等において有識者や当事者団体、公募区民等で組織され たユニバーサルデザイン推進協議会に諮ることで当事者の意見を取り入れ、また普及

² 板橋区人口ビジョンによる。

啓発等においては大学や企業、NPO 団体等と連携して取り組みを進めてきました。区 民アンケートの自由記述欄では、多様な人の意見の取り入れることの重要性に関する ご意見が寄せられており、当事者の声を聞き、多様な主体が参画するためのしくみづ くりが求められています。

「当事者」について

原則としてすべての利用者を指しますが、本計画では、特に障がい者、高齢者、子ど も、乳幼児連れ、妊産婦、外国人等の利用者を想定しています。

その声が、まちを変える――「当事者」のちから

ユニバーサルデザインの話になると、よく出てくる言葉があります。 それが「当事者」。

少し堅く聞こえるかもしれませんが、言いかえるなら――

「そのことで日々困っている人」や「そこに深く関わって暮らしている人」のこと。 たとえば、車いすを使う人、視覚や聴覚に障がいがある人。

子ども連れの親御さんやベビーカーを押す人、高齢の方、日本語に不慣れな外国人の 方もそうです。

"まちの使いにくさ"を誰よりも知っている、言うなれば「暮らしのプロフェッショナル」なのです。

当事者の声を活かしたユニバーサルデザインの実践例として知られるのが、新国立競技場です。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて建て替えられたこの競技場では、設計段階から当事者たちが繰り返しワークショップに参加。実際に図面を見ながら意見を交わしました。

たとえば――

- ・親子連れや知的・発達障がいのある方への配慮として、男女共用トイレを整備
- ・補助犬を連れた方のために、施設内外に補助犬用トイレを設置
- ・パニックなどに備え、安心して過ごせるカームダウン・クールダウン室を用意 こうした一つひとつの配慮は、設計者や行政職員だけでは、なかなか気づけないもの ばかり。

「実際に困ったことがある人」のリアルな気づきが、ユニバーサルデザインをより豊かにしてくれたのです。

「世界最高のユニバーサルデザイン」を掲げて積み重ねられた 21 回のワークショップ。

そのプロセスそのものが、まさに"世界に誇れるレガシー"と言えるでしょう。 その理念は、2025年の大阪・関西万博にも受け継がれています。

「当事者の声を聞き、ともに考えること」――

それは、すべての人が安心して使えるまちをつくるための、いちばんの近道です。 板橋区でも、これからの 10 年、たくさんの"当事者のちから"を取り入れながら、 誰もが「使いやすい」「暮らしやすい」と実感できるまちづくりを進めていきます。

第3章

本計画における基本的な考え方

- 1 推進計画 2025 の評価と本計画の方向性
- 2 ユニバーサルデザインについて

1 推進計画 2025 の評価と本計画の方向性

- ○推進計画 2025 では、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例の理念に基づき、ユニバーサルデザインの推進に関する総合的な施策を策定し、ハード・ソフト両面で取組を進めた結果、一定の成果を得ました。一方、区民アンケートからは認知度・理解度の低さや「10 年前と比較してユニバーサルデザインの施策が進んだと思う」と回答した区民の割合が 41.3%に留まっていることなど、課題もみられました。
- ○本計画では、推進計画 2025 の理念を継承しつつも、これらの課題や新しいニーズに対応するため、より効果的な施策を実施していきます。

2 ユニバーサルデザインについて

○本計画の背景や板橋区の現状と課題などを踏まえて、改めて本計画におけるユニバーサルデザインについて共通の理解をするため、定義や基本的な考え方を整理します。

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、『基本的人権の尊重』を基本理念として、年齢、 性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面 で社会参加ができる環境を整えることです。

(2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

①「はじめから」「すべての人」を考慮する

従来の「バリアフリー」における考え方は、「あとから」バリアを取り除くという取組が主であるのに対して、ユニバーサルデザインは、「はじめから」年齢・性別・障がい・ 文化など多様な人や多様な状況を考慮して環境を整える考え方です。

②「絶えず学び、改善し続ける」

ユニバーサルデザインは「完成系」ではなく、「変化に応じて進化し続けるプロセス」です。社会環境や技術が変わる中で、当事者の声を聞きながら、試行錯誤を通じて実践と改善を重ねていく姿勢が重要です。

③「定型化せず、柔軟に応える」

一律の基準やチェックリストに基づくのではなく、個々の施設や状況に応じて、ハード・ソフト両面から、人的支援や I C T なども組み合わせて最適な手段で対応することをめざします。

特定の設備を「足す」だけではなく、わかりやすく・使いやすくするため、余分をそぐ「引き算の発想」も重視します。

ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類		取り組み	一般的な例	
ハード面 (モノ:物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		空間(駅前、商店街、住宅地、農地等)、 施設(道路、公園、建物、交通、サイン)、 設備・機器、製品等	
「空間」の割		備を補完する取り組み	施設・設備等の維持管理、運用等	
ソフト面 (コト:事象的要素)	「空間」の 整備以外の 取り組み	「くらし」の基盤づくり	情報提供、地域コミュニティ、見守り、 活動連携・協働、ボランティア、マナー・ ルール、交通安全、防災、防犯等	
		「くらし」の質の向上	歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテイメント等	
		「しくみ」の充実・運用	制度、区民参加、組織、推進体制等	
ソフト面 (ヒト:心的要素)	ま現する	「ひと」の意識醸成	相互理解、学校教育、人材育成、 生涯学習、普及啓発等	
			気配り・目配り・心配りの対応、接遇、 接客等	

第4章

めざす将来像、取組の指針、施策

- 1 めざす将来像
- 2 取組の指針
- 3 施策

1 めざす将来像

○計画の背景や区の現状と課題、板橋区におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方 を踏まえ、本計画がめざす将来像を以下のとおりとします。

ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち 板橋



だれもが心地よく暮らし、すごせるまちのイメージ

高子 もだ 外に

だれでも気軽に お店での買い物 を楽しめる。

高齢者も、小さい子を連れていても、障がい者も、だれもが自由に外出できる。

だれもがユニバ ーサルデザインの 意味を知り、思い やりを持って、互 いに尊重し合っ ている。 多様な人がまち づくりに参加し、 意見を出し合っ ている。

2 取組の指針

○めざす将来像の実現に向けた取組の指針は、以下のとおりとします。

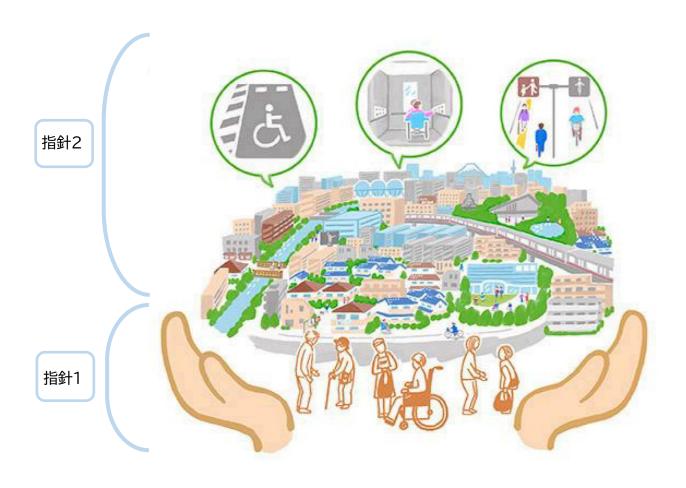
指針1 ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、みんなでユニバーサルデザインを創る 「しくみ」づくり

- ○ユニバーサルデザインのまちづくりには、区民一人ひとりがユニバーサルデザインの基本的な考え方を正しく理解し、互いに尊重し合い、思いやりを持って支え合うことが大切です。このような意識と行動が区全体に浸透するよう、意識啓発・情報発信の強化や、多様性を学び、受け入れるための取組などを推進します。
- ○また、様々な主体が参画してそれぞれがユニバーサルデザインのまちづくりの担い手と なることも大切です。そのため、みんなでユニバーサルデザインの取組に主体的に参画 し、各主体の意見が反映できる「しくみ」づくりを推進します。

指針2 だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「くらし」づくり

○日常生活において、すべての人がスムーズに移動でき、建物の使いやすさ、情報のわかりやすさ、手続きの簡便さなどを実感できる環境は、区民の心地よさと生活の質の向上につながります。そのために、平常時・災害時の両方を見据えた移動環境の整備、公共施設・建築物のユニバーサルデザイン化、多様な方法による情報アクセシビリティの向上、手続きの簡素化と包括的なサポート体制の充実などの取組を通じて「まち」「くらし」づくりを推進します。

【指針1と2の関係イメージ図】



指針1は、一人ひとりがユニバーサルデザインについて学び、実践していくとともに、 話し合いや参画の機会を持ち、より多くの人の意見を取り入れることをめざしています。 指針2は、公共施設や移動環境、くらしに必要な手続きや情報発信など、さまざまなシーンで だれもが安心し、快適さを感じられるような「まち」「くらし」づくりをめざしています。

このイメージ図のように、指針2「まち」「くらし」づくりを指針1「学び」「しくみづくり」が下支えし、この2つの指針を一体的に進めることで、めざす将来像「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち 板橋」が実現できるものと考えます。

3 施策の体系図

めざす 指針 将来像 (1) ともに考え、ともに創る、だれもが 指針 1 ユニバーサルデザインの 心地よく暮らし、すごせるまち 板橋 「学び」の支援と、 みんなでユニバーサルデザイン (2) を創る「しくみ」づくり (3)まち 指針2 だれもが安心して 快適に移動や利用ができる **(4**) 「まち」「くらし」づくり くらし

施策

施策(1)-① 二	1ニバーサルデザ~	「ンの実践に	こ向けた情報発信
-----------	-----------	--------	----------

- 施策(1)-② 多様性を学び、尊重し合うための取組
- 施策(1)-③ 区職員や民間事業者の意識啓発
- 施策(2)-① 当事者参画のしくみづくり
- 施策(2)-② 多様な主体と連携して進めるユニバーサルデザイン
- 施策(2)-③ ユニバーサルデザインを推進するための基盤づくり
- 施策(3)-① 公共施設や公園のユニバーサルデザインの推進
- 施策(3)-② 移動環境のユニバーサルデザインの推進
- 施策(3)-③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 施策(4)-① 情報取得環境の整備とくらしの中での DX の推進
- 施策(4)-② 社会参加しやすい環境づくり
- 施策(4)-③ ユニバーサルデザインの考えを取り入れた防災対策

4 施策

○めざす将来像の実現に向けて、2つの指針に対応する区の施策を次の通り定めます。

(1) 学 び

指針1

ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、 みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

指針1-(1)学び

施策(1)-① ユニバーサルデザインの実践に向けた情報発信

10 年後の姿 一人ひとりがユニバーサルデザインを実践しているまち

- ○インターネットや学校教育の場など、さまざまな機会において、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解できるよう、分かりやすく情報提供を行います。
- ○一人ひとりがユニバーサルデザインのまちづくりの担い手となるよう、日常生活の中での実践につながることをめざして情報発信を行います。

施策(1)-② 多様性を学び、尊重し合うための取組

10 年後の姿 〉 人との違いを知って、尊重しあうことのできるまち

- ○誰もが社会の一員として活躍できる社会をめざして、多様性を学び、尊重し合うための意識啓発を進めます。
- ○外国人や障がい者との交流や理解促進事業などを通じて、異なる立場や文化、行動様式を学ぶ機会を充実させます。

施策(1)-③ 区職員や民間事業者の意識啓発

10年後の姿

区政にも地域や民間企業にもユニバーサルデザインが 取り入れられているまち

- ○区職員の理解が深く定着し、窓口でのきめ細かな対応や情報発信、公共施設の設計や 管理運営等、さまざまな場面でユニバーサルデザインに配慮できるよう、レベルアッ プを図ります。
- ○地域の企業や商店街など、様々な民間事業者へのユニバーサルデザインへの理解促進・意識啓発の取り組みを進めます。



保育園での UD スクール

「まちの中で困っている人 を見つけて 何ができるか 考えよう!」



手話にチャレンジ

手話も言語のひとつ。 「手と手で話してみよう」



U D チェック 竣工後評価

職員が車いす体験で 改修後の区立施設を チェック中 (2) しくみ

指針1

ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、 みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

指針1-(2)しくみ

施策(2)-① 当事者参画のしくみづくり

10 年後の姿 当事者の声が反映された、だれもが心地よいまち

- ○多様な区民・様々な主体が参画して意見を出し合うことで、それぞれがユニバーサル デザインのまちづくりの担い手となるためのしくみづくりを行います。
- ○多様な視点を取り入れた魅力あるまちづくりのために、当事者による点検のしくみを つくります。

施策(2)-② 多様な主体と連携して進めるユニバーサルデザイン

10年後の姿 みんなでユニバーサルデザインに取り組んでいるまち

- ○ユニバーサルデザインに取り組む民間事業者・NPO 団体等との連携体制を活用し、先 進的な事例の普及や人材育成等を行います。
- ○ユニバーサルデザインの意識啓発等において、区内の教育機関と連携することで、普及の加速を図ります。

施策(2)-③ ユニバーサルデザインを推進するための基盤づくり

10 年後の姿 ユニバーサルデザインの推進を支える基盤があるまち

○有識者や当事者団体、公募区民等で組織されたユニバーサルデザイン推進協議会を中 心として、ユニバーサルデザインの推進を図ります。



子どもワークショップ

「ユニバーサルデザイン を広めるためのアイデア を出し合おう!」



板橋産業見本市

区内事業者の取組を後押しします。



ユニバーサルデザイン 推進協議会

多様な立場の当事者が意見 を出し合って、「だれもが心 地よい」を支えていきます。 (3) まち

指針2

だれもが安心して快適に移動や利用ができる 「まち」「くらし」づくり

指針2-(3)まち

施策(3)-① 公共施設や公園のユニバーサルデザインの推進

10 年後の姿 公共施設や公園がみんなの心地よい居場所となっているまち

- ○ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき、公共施設の新築・改築・改修にあたっては、施設や地域の特性、整備コストなどを総合的に判断し、だれもが安心して利用できるよう、ハード・ソフトの両面から丁寧に検討を重ねます。
- ○施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備にあたっては、東京都と連携し、板橋区福祉のまちづくり整備指針を踏まえて計画的に推進します。

施策(3)-② 移動環境のユニバーサルデザインの推進

10年後の姿 案内・動線・接続が整い、だれでも安心して移動できる快適なまち

- ○車いすやベビーカー、歩行支援のモビリティなど、さまざまな手段を利用する人々に とって利用しやすい環境を整えるとともに、段差などの移動上の障壁の低減、移動中 の負担軽減や利便性の向上に資する環境要素の充実など、誰にとっても移動しやすい 環境の実現に取り組みます。
- ○だれもが安心・安全・快適に移動し、目的地にアクセスできる環境の実現に向けて、 公共交通機関との連携・調整を図るとともに、駅やまちを含めた一連の移動経路やそ の案内手段についても、わかりやすさや使いやすさの向上を意識した環境整備を進め ます。

施策(3)-③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

10 年後の姿 だれもが暮らしやすく、立ち寄り、交流できる共生のまち

- ○地域ごとのまちづくり事業においては、だれもが暮らしやすい生活環境をめざすとともに、災害に強く、安心して過ごせる空間づくりを進めます。
- ○多くの人が集まる駅前広場などの整備においては、区民・事業者との連携により、だれもが立ち寄り、くつろいで交流できる場をめざし、ユニバーサルデザインの視点を持った公共空間づくりを進めます。



こども動物園の

キッズルーム

親子が心地よく過ごせる 場所があります。



移動環境の

ユニバーサルデザイン

整備とルールの推進で安心・安全をめざします。



上板橋のまちづくり

安全で利便性が高く魅力 あるまちをつくっています。 (4) くらし

指針2

だれもが安心して快適に移動や利用ができる 「まち」「くらし」づくり

指針2-(4)まち

施策(4)-① 情報取得環境の整備とくらしの中での DX の推進

10 年後の姿 だれもがわかりやすい情報やサービスを受けられるまち

- ○ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもがわかりやすく、収集・利用しやすい情報の提供や案内表示の整備を推進します。
- ○多様な利用者に配慮した窓口運営やコミュニケーション支援の充実のため、デジタル 技術を活用した、対面・オンライン双方での区民サービスの向上を行います。
- ○デジタル技術の発展に伴う情報格差への不安を解消するため、だれもがデジタルの利 便性を享受できる環境整備と支援体制を構築します。

施策(4)-② 社会参加しやすい環境づくり

10 年後の姿

日常にユニバーサルデザインが取り入れられ、 だれもが社会参加できるまち

- ○障がい者、子育て世代、外国人、高齢者など、多様な立場の方が区の主催事業や地域 活動に参加できるよう、設備・サービスの充実や情報発信のユニバーサルデザイン化 を進めます。
- ○地域に根ざした商店街や小規模店舗などにおいても、だれもが利用しやすい空間づく りを進めるため、バリアフリー化や案内表示の改善、接遇における配慮など、ユニバ ーサルデザインの取組を支援します。

施策(4)-③ ユニバーサルデザインの考えを取り入れた防災対策

10 年後の姿 〉 だれもが災害に備え、もしもの時に安心して避難できるまち

- ○災害時に避難所となる公共施設のユニバーサルデザイン化や、多様な避難者への配慮 に関する啓発など、ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインの防災対策を行い ます。
- ○ユニバーサルデザインの視点に立った災害関連情報の発信等を通じて、だれもが災害 に備えられるようにします。



コミュニケーション 支援機器

テクノロジーで コミュニケーションを お手伝いします。



ユニバーサルスポーツ 体験会

体を動かす喜びをみんなで 体験できます。



防災情報の

ユニバーサルデザイン

だれもが災害への備えを 行うことで、安心につなが ります。

第5章

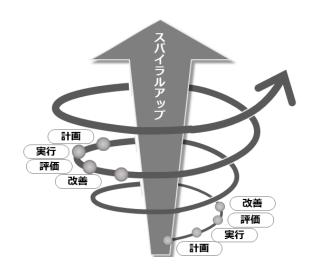
施策を実現するための考え方

- 1 既存事業のスパイラルアップと 新規事業の効果的な導入
- 2 みんなで取り組むユニバーサルデザイン
- 3 各主体の役割

取組の指針に基づいて施策を実現するための考え方は以下のとおりです。

1 既存事業のスパイラルアップと新規事業の効果的な導入

○区は、平成 15 (2003) 年の「板橋区バリアフリー推進計画」策定以降、バリアフリーや ユニバーサルデザインの推進に向けた取組を体系的かつ計画的に進めてきました。本計 画の実行にあたっては、これまでの取組の成果と現状の課題を踏まえつつ、社会情勢の 変化や多様化する区民ニーズに対応するため、既存事業のスパイラルアップを図ります。 また、現状分析から抽出された課題に対して効果的と判断される新規事業については、 適切に導入を図ります。なお、既存事業のスパイラルアップにおいても新規事業の導入 においても、可能な限り EBPMの考え方に基づくものとします。

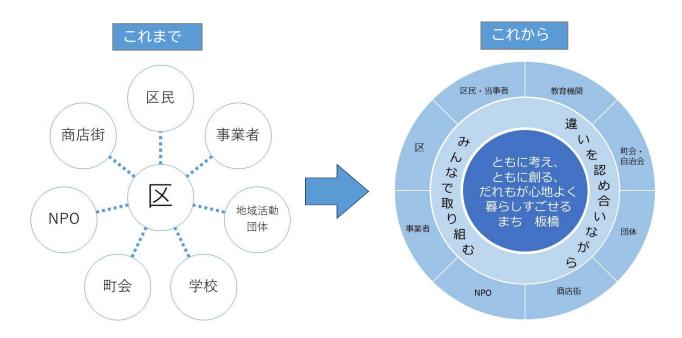


スパイラルアップのイメージ スパイラルアップとは、螺旋階段をのぼって いくようなイメージで、計画・実行・評価・ 改善の好循環を継続していくことです。

³ 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすること

2 みんなで取り組むユニバーサルデザイン

○推進計画 2025 策定以降、区のみならず、地域団体や企業など様々な主体がそれぞれの活動領域においてユニバーサルデザインを推進し、必要に応じて連携してきました。今後、社会情勢の変化や不確実性の高まる時代において、ユニバーサルデザインの基盤を強固なものとするためには、当事者を含む多様な主体の積極的な参画および連携の強化が不可欠です。より豊かなユニバーサルデザインのまちづくりのために、様々な立場にある人の多様性を認め合い、寛容に受け入れ、互いに支え合う社会の実現を「みんなで」めざします。



3 各主体の役割

○区、区民、地域活動団体、事業者が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます

(1)区の役割

区は、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発に引き続き努めるとともに、 国や東京都をはじめ、区民、地域活動団体、事業者など多様な主体との連携・協働を大 切にしながら、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組んでいきます。

(2)区民・当事者に期待される役割

区民や当事者は、ユニバーサルデザインの推進にあたって、まちづくりの主体として 欠かせない存在であり、計画、実行、評価、改善の各段階へ参画することが期待されま す。また、ユニバーサルデザインの考え方を自ら学び、お互いの個性を認め合い、思い やりの心を持って、地域の課題解決の担い手として、その能力を発揮することが期待さ れます。

(3)地域活動団体に期待される役割

町会・自治会や地域活動団体・NPO 団体は、誰もが共に安心して暮らし続けられる地域 社会の実現に向けて、地域課題の解決に主体的に取り組む重要な担い手です。また、ユ ニバーサルデザインの考え方を地域で共有し広げていくための中心的な存在として、新 たな担い手の発掘にも取り組みながら、地域全体を巻き込んだ活動へと発展させていく ことが期待されます。

(4)事業者・商店街に期待される役割

事業者や商店街は、多様なニーズを積極的に把握し、既存の取り組みやサービスの充実に加えて、最新技術の活用や新たなサービスの開発など、柔軟かつ創意ある対応が期待されます。あわせて、従業員一人ひとりが能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備や、制度の実施・運用にも取り組んでいくことが求められます。

(5)教育機関に期待される役割

教育機関には、すべての子どもが安心して学べる環境を整えるとともに、多様な立場や違いを尊重する意識を育む場としての役割が求められます。また、災害時の避難場所としても利用できる施設や設備の整備とともに、地域との連携を通じて多様性を認め合う共生社会の場となることが求められます。

第6章

実施計画

- 1 実施計画について
- 2 計画の推進に向けて
- 3 事業の体系
- 4 事業概要

この章では、令和8 (2026) 年度から令和12 (2030) 年度までに実施する事業を掲載します。

1 実施計画について

(1)計画事業

計画事業の検討にあたっては、推進計画 2025 において着実な成果を上げ、今後とも継続的に取り組んでいく事業のほか、既存の事業をスパイラルアップさせることにより、 ユニバーサルデザインの更なる定着・発展に寄与する事業を抽出しています。

また、区民アンケートの結果や推進計画 2025 の総括評価で明らかになった課題の解決 に向けて新たな事業を追加しています。

令和8 (2026) 年度からの5年間はこれらの取り組みを進めるとともに、進捗管理を 実施していきます。

(2) 重点事業と関連事業

実施計画における「重点事業」「推進事業」「関連事業」については、以下のとおりです。

重点事業:ユニバーサルデザインの推進に資する事業のうち、進行管理を要し、 かつ成果指標を設定して評価を実施していくべき事業。

推進事業:ユニバーサルデザインの推進に資する事業のうち、特に進行管理を 実施していくべき事業

関連事業:重点事業・推進事業以外の事業で、直接的・間接的にユニバーサル デザインの推進に資すると考えられる事業

2 計画の推進に向けて

(1)進行管理の実施

区は、重点事業の進捗状況を把握・点検することで進行管理を実施していきます。

(2)計画の進捗状況の報告など

区は、学識経験者、関係団体、公募区民、事業者で構成する「板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会」において計画の実施状況の報告を行うとともに、必要な助言などを求めていきます。併せて、報告内容の公表を行います。

(3) ユニバーサルデザイン協議会などによる点検、意見聴取

板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会において計画の実施状況の把握や点検を行います。また、区民や障がい者団体などから意見を求め、多様な視点を反映させていきます。

3 事業の体系

(1) 学 び

指針1

ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、 みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

施策(1)-① ユニバーサルデザインの実践に向けた情報発信

★ 重点事業 子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発

推進事業 ユニバーサルデザインガイドラインの更新・活用

推進事業 ユニバーサルデザイン事例集の更新・活用

関連事業 ユニバーサルデザイン展示の実施

関連事業 ユニバーサルデザイン出前講座の実施

関連事業 グリーンカレッジにおけるユニバーサルデザインの普及啓発

関連事業 ユニバーサルデザイン相談窓口

施策(1)-② 多様性を学び、尊重し合うための取組

推進事業 福祉教育の充実

関連事業 ダイバーシティフェアの実施

関連事業 児童や生徒の国際理解教育等の充実

関連事業 いたばしグッドバランス推進企業表彰

施策(1)-③ 区職員や民間事業者の意識啓発

推進事業 ユニバーサルデザイン職員研修の強化

推進事業 区内事業者へのユニバーサルデザインの啓発

関連事業 ユニバーサルデザインニュースの発行

(2) しくみ

指針1

ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、 みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

施策(2)-(1) 当事者参画のしくみづくり

推進事業 当事者参画プロセスのしくみ化と活用支援

関連事業 子どもワークショップ

施策(2)-② 多様な主体と連携して進めるユニバーサルデザイン

推進事業 事業者との連携

推進事業教育機関との連携

関連事業 板橋区ユニバーサルデザイン賞の実施

施策(2)-③ ユニバーサルデザインを推進するための基盤づくり

★ 重点事業 ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置・活用

推進事業 ユニバーサルデザイン推進協議会の活用による共創型まちづくりの推進

推進事業 ユニバーサルデザイン推進調整会議の運用と機能強化

推進事業 ユニバーサルデザインアドバイザーの活用による専門的支援の充実

関連事業 ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の実施

関連事業 バリアフリー相談窓口

(3) ま ち

指針2

だれもが安心して快適に移動や利用ができる 「まち」「くらし」づくり

施策(3)-① 公共施設や公園のユニバーサルデザインの推進

推進事業 公園のユニバーサルデザイン化

推進事業 学校施設のユニバーサルデザインの推進

推進事業 公共施設のトイレのバリアフリー化

推進事業 史跡公園の整備

推進事業 旧保健所跡地の活用推進

関連事業 ユニバーサルデザインチェックの運用と支援体制の整備

関連事業 公園・公衆トイレの改修

関連事業 福祉のまちづくり整備指針の運用等

施策(3)-② 移動環境のユニバーサルデザインの推進

推進事業 無電柱化の促進

推進事業 自転車通行空間の整備

関連事業 自転車利用ルール推進

関連事業 小学生自転車運転免許証交付事業

関連事業 鉄道駅エレベーターの設置促進

関連事業 鉄道駅ホームドアの設置促進

関連事業 歩道の段差解消

施策(3)-③ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

推進事業 大山駅周辺地区まちづくり事業の推進

推進事業 板橋駅周辺地区まちづくり事業の推進

推進事業 上板橋駅南口駅前地区まちづくり事業の推進

推進事業 高島平地域まちづくり事業の推進

(4) くらし

指針2

だれもが安心して快適に移動や利用ができる 「まち」「くらし」づくり

施策(4)-① 情報取得環境の整備とくらしの中での DX の推進

関連事業 だれもが使いやすいホームページの運用

関連事業
ユニバーサルデザインに配慮した広報いたばしの発行

関連事業 呼びかけ看板等の多言語化

関連事業 多言語の情報提供

関連事業 シニアのスマートフォン個別相談会

関連事業 行政手続きにおけるオンライン申請の拡大

施策(4)-② 社会参加しやすい環境づくり

★ 重点事業 会議・イベント等に参加できる環境整備の推進

推進事業 商店街バリアフリー促進事業

関連事業 コミュニケーション支援機器の活用

関連事業 おでかけマップの管理・充実

関連事業 手話講習会の実施

関連事業 国際交流員・語学ボランティアによる通訳支援

関連事業 スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加

関連事業 ユニバーサルスポーツ体験会

関連事業 障がい者の就労促進

関連事業 スマイルマーケットの運営

関連事業 赤ちゃんの駅の指定

施策(4)-③ ユニバーサルデザインの考えを取り入れた防災対策

推進事業 避難所のユニバーサルデザインの推進

関連事業 福祉避難所の整備

関連事業 防災情報のユニバーサルデザイン化

関連事業 要配慮者支援体制の充実

関連事業 女性のための災害対策ハンドブック

関連事業 外国人の防災訓練への参加促進

各事業の概要を示します。

指針1 ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり

学びの重点事業(1事業)

番号	01 ★	事業名	子どもに	子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発				
	担当課		障がい政	放策課				
				事業	概要			
	未就学児、小学生、中学生を対象に、ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな?」など活用して普及啓発活動を行います。							
		成果指標				見状値 25 年度)		目標値 (2030 年度)
調整中					調整中		調索	色中
				年度別	別計画			
					10 年度		-	令和 12 年度 (2030 年度)
調整中	1	調整中		調整中		調整中		調整中

学びの推進事業(5事業)

番号	02	事業名	ユニバーサルデザインガイドラインの更新・活用
	担当課		障がい政策課

事業概要

社会の変化や多様な声を反映し、ガイドラインを定期的に見直し・更新します。ガイドライン活用の好事例等をウェブで発信することで、現場での実践と浸透を促進します。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号	03	事業名	ユニバーサルデザイン事例集の更新・活用
	担当課		障がい政策課

事業概要

区ホームページにて公開しているユニバーサルデザイン事例集「いたばし UD のタネ」を更新し、区、区民、事業者、地域活動団体が実施しているユニバーサルデザインの事例を収集・公開することで、ユニバーサルデザインの実践を促します。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	04	事業名	福祉教育の充実		
	担当課		指導室、障がい政策課、選挙管理委員会		

障がい者への理解促進やユニバーサルデザインについての学習、選挙啓発事業など、福祉 教育を充実させることで、多様性を尊重し、一人ひとりの命や尊厳を大切にし、誰もが自 分らしく生きられる社会(共生社会)をめざします。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号 05	事業名	ユニバーサルデザイン職員研修の強化			
担当課		障がい政策課			

事業概要

区職員に対して、当事者の声も取り入れながら、ユニバーサルデザインに関する実務研修 を継続して実施します。接遇や障がい特性の理解、施設整備などにおける職員の意識と実 践の向上を図ります。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	06	事業名	区内事業者へのユニバーサルデザインの啓発
	担当課		障がい政策課

地域でのユニバーサルデザインの実践に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるためのポイントや区内外の事例を紹介することにより、区内事業者の意識啓発を図ります。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

学びの関連事業(8事業)

番号	事業名	事業概要	担当課
	ユニバーサルデザ	板橋区が実施する様々なイベントにおいて、	障がい政策課
07	イン展示の実施	ユニバーサルデザインの普及啓発コーナー	
07		を設けることで、区民、地域活動団体、事業	
		者への普及啓発を行います。	
	ユニバーサルデザ	区民や地域活動団体、事業者を対象に、区の	障がい政策課、
	イン出前講座の実	出前講座を活用して、学習会の場に区職員を	生涯学習課
08	施	講師として派遣し、ユニバーサルデザインを	
		学び、生活の中で実践できるような機会を提	
		供します。	
	グリーンカレッジ	区内在住・在勤のあらゆる世代の方を対象	生涯学習課、障
09	におけるユニバー	に、板橋グリーンカレッジ大学校において、	がい政策課
07	サルデザインの普	ユニバーサルデザインを学び、生活の中で実	
	及啓発	践できるような機会を提供します。	
	ユニバーサルデザ	チラシやポスターの作成、主催事業における	障がい政策課
	イン相談窓口	対応、公共施設の整備や管理など様々な分野	
10		において区職員から相談を受け、一緒に考え	
		ることでユニバーサルデザインについて考	
		える学びの機会とします。	
	ダイバーシティフ	外見・性別や年齢・国籍・障がいなど様々な	男女社会参画課
	ェアの実施	違いを理解し、受け入れることのできる考え	
		方 (ダイバーシティ&インクルージョン) の	
11		浸透、理解促進を図るため、関連部署との連	
		携により、各部署の取り組みの紹介やセミナ	
		ーなどを実施し、だれもが生きやすく住みよ	
		い社会の構築につなげていきます。	
	児童や生徒の国際	区内の小中学生に異文化に対する開かれた	文化・国際交流
12	理解教育等の充実	意識等を醸成するために、外国人が自国の文	課
'-		化・習慣を紹介したり、児童・生徒が自分た	
		ちで調べたりする授業を実施します。	
	いたばしグッドバ	多様な人材の活躍やワーク・ライフ・バラン	男女社会参画課
13	ランス推進企業表	スに向けて、積極的に取り組む企業を支援す	
	彰	るため表彰制度の充実を進めます。	

	ユニバーサルデザ	ユニバーサルデザインの実践に向けて、ユニ	障がい政策課
1,1	インニュースの発	バーサルデザインの考え方や区内外の取組	
14	行	を紹介することにより、区職員の意識啓発を	
		図ります。	

しくみの重点事業(1事業)

番号	15 ★	事業名	ユニバーサルデザイン推進リーダーの設置・活用
	担当課		障がい政策課

事業概要

各課に一人ユニバーサルデザイン推進リーダーを設置することで、各課で実施する事業に ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。

成果指標名	現状値			目標值		
1907(311)X II			(20	25 年度)		(2030年度)
調整中			調整中		調整	Ě 中
		年度別	川計画			
令和8年度	令和9年度	令和 1	0 年度	令和 11 年	度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028	年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中		調整中		調整中

しくみの推進事業(6事業)

番号	16	事業名	当事者参画プロセスの仕組み化と活用支援
	担当課		障がい政策課

事業概要

区の所管課が、自らの施策に対して多様な利用者の声を反映できるようにするために当事者参画手法を整理・共有します。整備の各段階で自発的な取組が広がるよう、当事者参画の活用を支援します。

年度別計画								
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度				
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)				
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中				

番号 17	事業名	事業者との連携
担当課		障がい政策課

事業概要

ユニバーサルデザインの先進的な取り組みを行っている事業者と連携し、共同で事業を進めることで、相乗効果を生み出し、新たな価値を創造するとともに、そのための体制を構築します。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号	18	事業名	教育機関との連携
	担当課		障がい政策課

区内の小・中学校や大学などの教育機関と協力して、ユニバーサルデザインに関する教育・研究活動をより効果的に行うための取組を進めます。特に、ソフト面の理解促進につながる風土を醸成します。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号	19	事業名	ユニバーサルデザイン推進協議会を活用による共創型まちづく りの推進
担当課			障がい政策課

事業概要

共創の視点から、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するために、多様な立場の委員で 構成する協議会を通じて、事業や計画へ意見を反映します。

年度別計画								
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度				
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)				
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中				

番号	20	事業名	ユニバーサルデザイン推進調整会議の運用と機能強化
	担当課		都市計画課、障がい政策課

ユニバーサルデザイン推進会議における専門家や当事者の意見を公共施設整備の改築・改修等の設計段階でのUDチェックにおいて反映し、整備水準の向上を図ります。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	21	事業名	ユニバーサルデザインアドバイザーの活用による専門的支援の 充実
担当課			障がい政策課、都市計画課

事業概要

ユニバーサルデザインの専門家による助言・提案を充実させます。ハード・ソフト両面に わたり、計画・設計段階から専門家が参画し、整備の質向上と実効性の確保を行います。

	年度別計画							
令和8年度	令和9年度 令和10年度		令和 11 年度	令和 12 年度				
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)				
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中				

しくみの関連事業(4事業)

番号	事業名	事業概要	担当課
	子どもワークショ	こども基本法に基づき、子ども施策の策定等	子ども政策課
	ップ	にあたって当事者である子どもの意見を効	
22		果的に区政へ反映させるしくみを構築する	
22		ため、子どもの声を聞くためのメニューの一	
		つとしてこどもワークショップを実施しま	
		す。	
	板橋区ユニバーサ	主に製造業の区内中小企業を対象にした板	産業振興課、(公
	ルデザイン賞の実	橋製品技術大賞での新製品・新技術の募集に	財)板橋区産業
23	施	際し、ユニバーサルデザインに配慮した製品	振興公社
		について応募があった場合、審査し、優れた	
		製品に対しテーマ賞として表彰を行います。	
	ユニバーサルデザ	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進	障がい政策課
24	インに関するアン	するため、区民に対しアンケート調査を実施	
	ケート調査の実施	し、認知度や課題等を把握します。	
	バリアフリー相談	区民や職員からのバリアフリーに関する相	障がい政策課
25	窓口	談・意見の受付対応を推進します。寄せられ	
23		た声は関係機関と共有し、改善や要望につな	
		げます。	

指針2 だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「くらし」づくり

まちの重点事業

まちの推進事業(11事業)

番号	26	事業名	公園のユニバーサルデザイン化
担当課			みどりと公園課

事業概要

すべての年齢層の公園利用者に対し、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに基づく公園・緑地の設計や整備を行うことにより、安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。

	年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度				
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)				
調整中調整中		調整中	調整中	調整中				

番号	27	事業名	学校施設のユニバーサルデザインの推進
	担当課		新しい学校づくり課

事業概要

学校施設の改築・改修にあたっては、児童・生徒の安全確保と快適な学習環境の整備を図るとともに、災害時の指定避難所としての役割を踏まえ、すべての人にとって使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた整備を計画的に進めます。

	年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度				
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)				
調整中調整中		調整中	調整中	調整中				

番号	28	事業名	公共施設のトイレのバリアフリー化
	担当課		障がい政策課、施設経営課

改修時期を迎えた公共施設トイレのバリアフリー化を進めることで、公共施設の快適性、 安全性、衛生面の向上を図り、すべての人が快適で安全に利用できる施設の実現を目指し ます。

	年度別計画						
令和8年度	令和9年度 令和10年度		令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号	29	事業名	近代化遺産としての史跡公園整備
担当課			生涯学習課

事業概要

平成 29 年度に国史跡に指定された「陸軍板橋火薬製造所跡」を、近代化・産業遺産を保存・活用した都内初となる史跡公園として整備する。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中調整中		調整中	調整中	調整中			

番号	30	事業名	旧保健所跡地の活用推進
	担当課		文化・国際交流課

旧保健所跡地の立地を活用し、「日常的なにぎわいや交流を創出する拠点づくり」をコンセプトにホール機能を中心とした多文化共生、多世代交流の促進、区民サービスの向上をめざした複合施設を整備します。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中調整中		調整中	調整中	調整中			

番号	31	事業名	無電柱化の促進		
担当課			工事設計課、土木計画・交通安全課		

事業概要

板橋区無電柱化推進計画 2035 に基づき、無電柱化を促進します。

また、東京都の無電柱化チャレンジ支援事業制度における補助制度を活用し、緊急輸送道 路や災害拠点病院等のアクセス道である路線の無電柱化を図ります。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中			

番号	32	事業名	自転車通行空間の整備		
担当課 工事設計課、土木計画・交通安全課			工事設計課、土木計画・交通安全課		

自転車の安全走行と歩行者の安全性の向上を図るため策定した「板橋区自転車推進計画」 に基づき、自転車通行空間整備を進めます。

年度別計画						
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度		
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)		
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中		

番号 33	事業	名 大山	大山駅周辺地区まちづくり事業の推進		
担	.当課	まち	5づくり調整課、産業振興課		

事業概要

大山駅周辺では、駅前広場や鉄道付属街路第6号を整備し、交通結節点機能の強化やにぎわい空間の創出を図るとともに、歩行者・車椅子・ベビーカーなど多様な利用者が安心してアクセスできる動線をめざします。商店街周辺にはベンチや緑を備えた休憩・交流空間を設け、災害時には一時避難の機能を図り、区民や事業者と共創し、ユニバーサルデザインに配慮された共生のまちをめざします。

年度別計画							
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度			
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)			
調整中調整中		調整中	調整中	調整中			

番号	34	事業名	板橋駅周辺地区まちづくり事業の推進
	担当課		地区整備課、政策企画課

事業概要

板橋駅西口では、再開発事業と一体となった駅前広場の再整備により、空間の歩車分離による安全な移動環境の確保と乗換え利便性の向上を図り、だれもが安心して移動できる人中心への空間へと更新します。ユニバーサルデザインに配慮した案内表示など、公共施設や商業施設へ誰もがアクセスしやすい環境を整えます。広場には緑やベンチを備えた滞留空間を整備し、日常時には誰もが立ち寄り、くつろげる交流の場となり、災害時にも活用できる空間となることで、災害に強く、区の玄関口にふさわしい様々な人がつながる共生のまちをめざします。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	35	事業名	上板橋駅南口駅前地区まちづくり事業の推進
	担当課		地区整備課

事業概要

上板橋駅南口では、再開発事業により駅前広場や都市計画道路、自転車駐車場を新たに整備し、乗換え利便性の向上や安全で快適な移動環境の確保を図ります。案内表示・ベンチ・緑を備え、商店街との回遊性に配慮した公共空間を、事業者との連携により一体的に整備し、日常時には誰もが立ち寄り、くつろげる交流の場となり、災害時にも活用できる空間となることで、災害に強く、様々な人がつながる共生のまちをめざします。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	36	事業名	高島平地域まちづくり事業の推進
	担当課		高島平まちづくり推進課

事業概要

高島平地域では、高島平団地の更新や駅前通りの再整備と一体に、交流核エリアを中心としたまちづくりを進めます。アーバンデザインセンター高島平(UDCTak)と協働で、誰もが歩きやすく、分かりやすく優れたデザインのしつらえの空間に整備し、多世代が安心して暮らし、みどり豊かな環境の中で交流できるまちをめざします。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

まちの関連事業(8事業)

番号	事業名	事業概要	担当課
37	ユニバーサルデザ インチェックの運 用と支援体制の整 備	施設主管課が計画段階から主体的にユニバーサルデザインを取り居られるよう、関係部署や専門家と連携し、UD チェックによる評価・改善の好循環を生み出す体制を構築します。	障がい政策課、 都市計画課
38	公園・公衆トイレの改修	老朽化した公園・公衆トイレを、ユニバーサルデザインに基づく設計・改築を行うことにより、すべての年齢層のトイレ利用者に対し、機能的で使いやすい、魅力のあるトイレ空間を提供します。	みどりと公園課
39	福祉のまちづくり 整備指針の運用等	東京都の条例と連携し、整備指針の周知と協議を通じて、民間施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー整備の取組を支援します。	障がい政策課、 建築指導課
40	自転車利用ルール 推進	放置自転車問題を広く区民に訴えるため、特 に放置自転車の多い駅周辺で町会、商店会、 鉄道事業者、警察、区などが協働して、マナ 一向上のキャンペーン活動を行います。	土木計画・交通 安全課
41	小学生自転車運転 免許証交付事業	小学 3~6 年生を対象に、交通安全教育、実 技テスト等を行い、自転車の利用者として必 要な技能と知識の習得を進めます。	土木計画・交通 安全課
42	鉄道駅エレベータ 一の設置促進	鉄道駅エレベーターの複数ルートの整備について、関係機関との必要な協議・調整を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。	障がい政策課
43	鉄道駅ホームドア の設置促進	ホームドアの整備を促進することで、高齢者 及び障がい者含むすべての鉄道利用者のホ ームからの転落事故を未然に防ぎ、安心・安 全な鉄道利用環境を実現します。	都市計画課
44	歩道の段差解消	歩車道分離道路の改修時に、車いす利用者、 視覚障がい者等に配慮した「板橋型BFブロック」の使用を標準仕様として、整備促進を 図ります。	工事設計課

くらしの重点事業(1事業)

番号	45 ★	事業名	会議・イベント等に参加できる環境整備の推進
	担当課		障がい政策課

事業概要

だれもが区の主催イベント等に参加できる環境をめざし、企画・運営する区職員の意識啓 発や情報発信などさまざまな視点からユニバーサルデザイン化を進めます。

成果指標名	現状値			目標値		
1907C1E11/1/ LI			(20	25 年度)		(2030年度)
調整中			- - -	周整中		調整中
		年度是	別計画			
令和8年度	令和9年度	令和 1	0 年度	令和 11 年	隻	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028	年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中		調整中		調整中

くらしの推進事業(2事業)

番号	46	事業名	商店街バリアフリー促進事業
	担当課		産業振興課

事業概要

商店街にユニバーサルデザインの取り組みを情報提供することにより、商店街や、商店街 内の各店舗の出入口の段差改善などの取り組みに対する意識啓発を行います。

		年度別計画		
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

番号	47	事業名	避難所のユニバーサルデザインの推進
	担当課		地域防災支援課 公共施設整備主管課

事業概要

高齢者や障がい者など、要配慮者を含むすべての方が安心して避難生活が送れるよう、防 災の視点を公共施設整備に反映し、避難所のユニバーサルデザイン化を進めます。また、 ユニバーサルデザインに配慮した避難所運営マニュアルの周知徹底を図るとともに、必要 に応じた修正を行います。

年度別計画				
令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2029年度)	(2030年度)
調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

くらしの関連事業 (20事業)

番号	事業名	事業概要	担当課
48	だれもが使いやす いホームページの 運用	区公式ホームページを作成する上での基本 ルールや具体的注意事項を示した「板橋区ウェブアクセシビリティガイドライン」を運用 するとともに、閲覧者が多言語で情報を取得 できるよう自動翻訳機能を提供するなど、だれもが支障なく情報を取得できるホームページを運用します。	広聴広報課
49	ユニバーサルデザ インに配慮した広 報いたばしの発行	だれもが読みやすく、必要な情報を探しやすい紙面とするために、ユニバーサルデザインに配慮した広報いたばしを発行・配信します。 また、視覚障がい者に対し、広報いたばしの 録音版及び点字版を発行します。	広聴広報課
50	呼びかけ看板等の 多言語化	外国人などに対し、下記のとおり多言語化を 進め、周知を図ります。 【資源循環推進課】資源とごみの分け方出し 方チラシや、不法投棄禁止看板 【土木計画・交通安全課】放置自転車等への 駐輪禁止用注意札による呼びかけや、保管所 案内看板 【南部土木サービスセンター】公園利用注意 看板 【北部土木サービスセンター】公園利用注意	資源循環推進課、土木計画・交通安全課、南部土木サービスセンター、北部土木サービスセクー
51	多言語の情報提供	マイナンバー制度や防災についてなどの必要な情報や、区役所の案内を多言語で作成し、転入手続きなどをする外国人に配布します。	文化・国際交流 課
52	シニアのスマート フォン個別相談会	区内5か所のふれあい館にて、区内在住でスマートフォンの使用について疑問や不安のある60歳以上の方を対象に、個別の相談会を実施しています。スマートフォンの操作方法や各種アプリケーションの使い方につい	長寿社会推進課

		て相談を受けることで、情報格差の解消を図 ります。	
53	コミュニケーショ ン支援機器等の活 用	障がい者や外国人など、すべての人とコミュニケーションを行うため、ICT技術によるコミュニケーション支援機器等を活用し、すべての人が社会参加できる環境を整備します	障がい政策課
54	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大	利用者の利便性向上につながる新たな電子 申請システム機能の拡充により、行政手続の オンライン化を拡大していきます。	IT 推進課、経営 改革推進課
55	おでかけマップの 管理・充実	高齢者、子育て世代、外国人、障がい者などを対象に、赤ちゃんの駅やだれでもトイレの情報などを掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することで、すべての人の社会参加を促します。	障がい政策課
56	 手話講習会の実施 	手話学習の初心者から通訳をめざす人まで を対象とし、手話講習会を実施します。	障がい政策課
57	国際交流員・語学ボ ランティアによる 通訳支援	日本語が十分でない区内在住外国人に対し、 窓口や学校等での通訳や申請書等の翻訳を 行います。	文化・国際交流 課
58	スポーツ・レクリエ ーションを通じた 障がい者の社会参 加	だれもが楽しめるユニバーサルスポーツであるボッチャを中心としたスポーツ教室や、障がい者及びその家族が楽しむことができる障がい者スポーツ大会を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や障がい者に対する区民の理解促進などを図ります。	障がい政策課
59	ユニバーサルスポ ーツ体験会	ユニバーサル野球、デフサッカー、シッティングバレーボール、パラ卓球、eスポーツ等、障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが楽しんでスポーツ体験ができる「ユニバーサルスポーツ体験会」を開催します。	スポーツ振興課
60	障がい者の就労促 進	ハートワークにおいて、区内の障がい者に就 労を促し、能力開発を支援しつつ、一般就労 とその後の職場定着を支援します。	障がい政策課
61	スマイルマーケッ トの運営	障がい者施設の自主生産品、区民から公募で 選ばれたお菓子などの「板橋のいっぴん」、 区と交流ある自治体の特産品を併せて販売	障がい政策課

		し、新しいコミュニティショップとして運営 します。	
62	赤ちゃんの駅の指定	幼児を連れて外出した際に、おむつ替えや授 乳などに気軽に立ち寄ることができる赤ち ゃんの駅を指定するとともに、育児相談を実 施します。	子育て支援課
63	福祉避難所の整備	避難行動要支援者等の受け入れ態勢確保の ため、福祉施設と災害時協定を締結するとと もに、備蓄物資の整備を行います。	地域防災支援課
64	防災情報のユニバ ーサルデザイン化	各種気象情報や板橋区からのお知らせなど、 日頃の備えになる情報や緊急性の高い情報 などについて、紙媒体やネット環境など、 様々な伝達手段を活用することに加え、伝わ りやすい表現などに心がけることで、誰もが いつでも防災情報を受け取ることができる 環境を整備します。	防災危機管理課
65	要配慮者支援体制 の充実	高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害 発生時に自力で避難するのが困難な方から 同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難 支援等の実施に携わる町会・自治会及び民 生・児童委員などの避難支援者等関係者に提 供することにより、平素から地域全体での支 援体制の強化を図ります。	地域防災支援課
66	女性のための災害 対策ハンドブック の運用	女性を対象に、日頃の心構えや災害時の行動、非常持出し袋に追加すべき「女性視点の防災グッズ」を記したハンドブックを作成・配布することで、自助による防災力の向上につなげるほか、避難所にも配置することで避難所運営にも女性視点を取り入れます。	男女社会参画課
67	外国人の防災訓練 への参加促進	防災訓練に外国人が参加しやすいよう、通訳 ボランティアを配置したり、広報活動を多言 語で行ったりするなどの工夫を行います。	文化・国際交流 課

資料編

1 ユニバーサルデザインの7原則

○ユニバーサルデザインの考え方を理解するうえで基本となるものであり、環境、製品、 コミュニケーションなどを含めて、デザインが関わる幅広い分野での方向性が明確に示 されたものです。

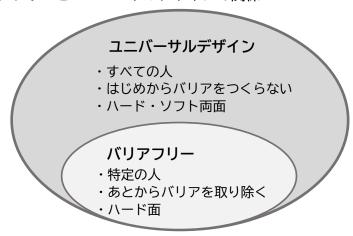
ユニバーサルデザインの「基本原則」(7原則)

	- ユニハー・カルア・ウィンの「基本原則」(7原則) 			
原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	
原則2	柔軟性	利用者に応じた使い方ができ ること	使う人のさまざまな好みや能力に合うよ うに作られていること	
原則3	単純性直感性	使い方が簡単で すぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力 に関係なく、使い方がわかりやすく作ら れていること	
原則4	認知性	必要な情報がすぐに理解でき ること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの 感覚能力に関係なく、必要な情報が効果 的に伝わるように作られていること	
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な 結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったり した行動が、危険や思わぬ結果につなが らないように作られていること	
原則6	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、 少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使え るようにすること	
原則	快適性	アクセスしやすいスペースと 大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人に も、アクセスしやすく、操作がしやすい スペースや大きさにすること	

2 バリアフリーとユニバーサルデザイン

- ○バリアフリーもユニバーサルデザインも、障がいの有無にかかわらず、だれもが社会参加できる環境をめざすという到達目標は共通しています。
- ○一方、具体的な取り組みという点では、バリアフリーは、障がい者や高齢者など、特定の人でも利用できるように、あとから施設などのバリア(障壁)を取り除くこととされています。それに対し、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、バリア(障壁)をつくらないことと整理できます。
- ○以上を踏まえると、到達目標をめざすうえで、バリアフリーの取り組みは、ユニバーサ ルデザインの取り組みに含まれるという言い方もできます。

バリアフリーとユニバーサルデザインの関係



バリアフリーとユニバーサルデザインの特徴

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
+14-4	特定の人	すべての人
対象者	(障がい者・高齢者など)	(年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
キ ニナ	あとから	はじめから
考え方	バリア(障壁)を取り除く	バリア(障壁)をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取り組み	バリア(障壁)は	バリア(障壁)がない
の前提	すでに存在している	ことがあたりまえ
取り組みの姿勢	特定の人にとって	すべての人にとって、
	利用上のバリア(障壁)の	さらに利用上の質が高まるように
	数を減らしていく	絶えず改善に取り組む

3 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例

(目的)

この条例は、東京都板橋区(以下「区」 第1条 という。) において、すべての区民が基本 的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参 加できるよう、区、区民、事業者及び地域 活動団体のそれぞれの責務を明らかにし、 それぞれが協働することにより、 ユニバ-サルデザインの総合的な推進に寄与する ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
 - るところによる。 (1) ユニバーサルデザイン すべての人 が年齢、性別、国籍及び個人の能力にか かわらず、一人ひとりの多様性を尊重さ れ、あらゆる場面で社会参加ができる環 境を整えることをいう。
 - (2) バリアフリー すべての人が自由に 行動し、社会参加するうえで妨げとなる 物理的、制度的、社会的及び心理的な 様々な障壁をつくらないこと及び取り 除くことをいう。
 - (3) 区民 区内に在住し、在勤し、若しく は在学する者又は区内に土地若しくは 建物を所有し、若しくは権原に基づき占 有する者をいう。
 - (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を 有する法人その他のものであって、事業 (営利を目的とするものに限る。)を行 うものをいう。
 - 地域活動団体 区内に事務所又は事 業所を有する法人その他のものであっ て、地域において事業 (営利を目的とするものを除く。) を行うものをいう。

(区の責務)

- 第3条一区は、ユニバーサルデザインの推進 に関する総合的な施策を策定し、これを計 画的に実施する責務を有する。
- 2 区は、前項に規定する施策の策定及び実 施に当たっては、区民、事業者及び地域活動団体の意見を反映しなければならない。
- 区は、自ら設置し、又は管理する施設を ユニバーサルデザインに配慮して整備し なければならない。
- 4 区は、施策、事業等を実施するに当たっ ては、ユニバーサルデザインに配慮しなけ
- ればならない。
 区は、ユニバーサルデザインに関する理 解を深めるため、区の職員、区民、事業者 及び地域活動団体に対し、必要な措置を講 ずるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、ユニバーサルデザインにつ いて理解を深め、自ら及び相互に協力して ユニバーサルデザインを推進するよう努 平成 14年3月11日板橋区条例第14号 めるとともに、バリアフリーを推進する責 務を有する。

区民は、区が実施するバリアフリーの推 進に関する施策に協力しなければならな

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、ユニバーサルデザインに ついて理解を深め、区内に所有し、又は管 理する施設及び提供する各種サービスに でいて、自ら及び相互に協力してユニバー サルデザインを推進するよう努めるとと もにバリアフリーを推進する責務を有す
- 事業者は、区が実施するバリアフリーの 推進に関する施策に協力しなければなら ない。

(地域活動団体の責務)

- 第6条 地域活動団体は、ユニバーサルデザ インについて理解を深め、地域で共有し、 自ら及び相互にユニバーサルデザインを 推進するよう努めるとともに、バリアフリ -を推進する責務を有する。
- 地域活動団体は、区が実施するバリアフ リーの推進に関する施策に協力しなけれ ばならない。
- (区、区民、事業者及び地域活動団体の相互 理解等)
- 第7条 区、区民、事業者及び地域活動団体 は、共通認識のもとに相互に立場を理解し、 及び尊重し、協力し、及び連携してユニバ ーサルデザインを推進するよう努めるも のとする。
- 2 区、区民、事業者及び地域活動団体は、 共通認識のもとに相互に協力し、連携して バリアフリーを推進しなければならない。 (計画の策定)
- 第8条 区長は、ユニバーサルデザインに関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために基本となる計画(以下「推進計画」 という。)を定めるものとする。
- 推進計画は、次に掲げる事項について定 めるものとする。
 - (1) ユニバーサルデザインの推進に関す る目標
 - ② ユニバーサルデザインの推進に関す る施策の方向
 - ⑶ 前2号に掲げるもののほか、ユニバー サルデザインを総合的かつ計画的に実 施するための施策
- 区長は、推進計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表するものと する。

(助言、指導等)

- 第9条 区長は、区民、事業者及び地域活動 団体がユニバーサルデザインを推進する に当たり、円滑な実施を確保するため、必 要に応じ助言することができる。 区長は、公共の利用に供する施設その他
- の特にバリアフリーの推進が必要と認め

- られる施設の所有者、管理者等に対し、バ
- リアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、 あらかじめ次条第1項に規定する東京都 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 の意見を聴かなければならない。

- (ユニバーサルデザイン推進協議会) 第10条 第1条の目的を達成するため、区 長の付属機関として、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会(以下「協議会」 という。)を設置する。 協議会は、次に掲げる事項について調査
- 審議を行う。

(1) 推進計画に関する事項

- (2) 区民、事業者及び地域活動団体へのユニバーサルデザインの推進に関する意識啓発に関する事項
- (3) 前条第2項の規定による勧告に関す る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバー サルデザインの推進に関する基本的事
- 協議会は、前項各号に掲げる事項につい
- て、区長に意見を述べることができる。 協議会は、区民、事業者、学識経験を有 する者及び関係行政機関の職員のうちか ら、区長の委嘱する委員 18 名以内をもっ て組織する。
- 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。ただし、再 任を妨げない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項 は、区長が別に定める。

東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則 4

平成14年5月30日板橋区規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区ユニバー サルデザイン推進条例 (平成 14 年板橋区 条例第 14 号) 第 10 条に規定する東京都板 橋区ユニバーサルデザイン推進協議会(以下「協議会」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

- 第2条 協議会に会長を置き、委員の互選に よりこれを定める。
- 2 会長は、協議云という。 る。 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会 今世々する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 協議会は、会長が招集する。 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 会長は、必要があると認めたときは、協 議会に委員以外の者の出席を求めること
- ができる。 4 協議会の会議は、これを公開する。 ただ し、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策 課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議 会の運営に関し必要な事項は、協議会が定 める。

5 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿

	役職	氏名	所属	
学	会長	八藤後 猛	日本大学理工学部まちづくり工学科 特任教授	
学識経験者	会長代理	水村 容子	東洋大学福祉社会デザイン学部人間環境デザイン学科 教授	
者	委員	桑波田 謙	㈱クワハタデザインオフィス 代表取締役	
	委員	佐々木 宗雅	板橋区視覚障害者福祉協会 会長	
	委員	越智 大輔	(一社) 板橋区聴覚障害者協会 副理事長	
 	委員	金子 永	板橋区シニアクラブ連合会 副会長	
区民・	委員	堀井 真由美	板橋福祉のまちをつくろう会 会計	
· 団 体 等	委員	マーシャル アダムス	元板橋区国際交流員	
	委員	坂東 愛子	特定非営利活動法人でムム・スマイル・ウィズの代表理事	
	委員	石川 政和	板橋区商店街連合会 副会長	
	委員	渡辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会 会長	
公募	委員	木村 縁理	公募区民	
募	委員	村山 美和	公募区民	
事業者	委員	島田 理香	(一社)東京都建築士事務所協会板橋支部 副支部長	
者	委員	村山 知之	東武鉄道㈱鉄道事業本部施設部 建築土木課長	
行	委員	徳差 宣	東京都建設局第四建設事務所 補修課長	
行政機関	委員	山本 良司	東京都交通局建設工務部 計画担当課長	
)	委員	竹下 公一	警視庁板橋警察署 交通課長	

敬称略、順不同

6 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の調査審議経過(令和

6・7年度)

回数	日時	議題等(抜粋)
第 66 回	令和6年8月1日	○ユニバーサルデザインに関する区民アンケート
		調査内容について
第 67 回	令和7年1月16日	○ユニバーサルデザインに関する区民アンケート
		調査結果報告
		○板橋区のユニバーサルデザインの推進における
		課題認識について
第 68 回	令和7年4月28日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035
		基本方針(案)の検討
第 69 回	令和7年9月30日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035
		基本方針の報告
		○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035 (素案)
		の検討
第 70 回	令和8年1月7日	〇板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2035
		(案)の検討

7 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(試真) 第1条 すべての区民が基本的人権を尊重され、あら ゆる場面で社会参加できるよう区内のユニバーサル デザインを推進し、これに関する事項の調査検討を 行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくた め、板橋区ユニバーサルデザイン推進本部(以下 「本部」という。)を設置する。

- (所掌事項) 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) ユニバーサルデザインの推進施策について調査・検討すること。
 - (2) ユニバーサルデザイン推進計画の策定に関す
- ること。
 (3) その他ユニバーサルデザインに係わる重要な事項に関すること。
 本部は、必要に応じ、別に定める東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものと

- ニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものとする。 (構成) 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 2 本部長は、区長とする。 3 副本部長は、副区長とする。 4 本部員は、別表1に定める職にある者とする。 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。 (会議) (会議)
- 第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議
- を主宰する。 _本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代 理する。

(検討会)

- 第5条 本部の下に検討会を置く。 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討 をする。
- たりる。 検討会の会員は、別表2に定める職にある者とする。ただし、別表2に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することがで
- きる。 検討会は、本部長が指名する本部員(以下「会長」という。)が招集し、会議を主宰する。 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。 (庶務)
- 第6条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい政策 課が行う。 (委任) 第7条 この
- この要綱に定めるもののほか、必要な事項は 福祉部長が定める。

別表1 <本部員>

- (1) 教育長 (2) 技監 (3) 政策経営部長 (4) 総機等開業
- (5) 危機管理部長 (6) 区民文化部長
- 産業経済部長
- 健康生きがい部長 (8)
- (9) 福祉部長
- (10) 子ども家庭部長 (11) 資源環境部長
- (12) 都市整備部長
- (13) まちづくり推進室長
- (14) 土木部長 (15) かわまちづくり担当部長 (16) 教育委員会事務局次長 (17) 地域教育力担当部長

別表2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長

(平成14年9月3日区長決定)

- (3) 政策経営部施設経営課長
- (4) 政策経営部教育施設担当課長 (5) 総務部人事課長 (6) 総務部契約管財課長

- (7) 総務部男女社会参画課長 (8) 危機管理部地域防災支援課長
- (8) 危機管理部地域防火支援誘攻 (9) 区民文化部地域振興課長 (10) 区民文化部文化・国際交流課長 (11) 区民文化部スポーツ振興課長 (12) 産業経済部産業振興課長 (13) 健康生きがい部長寿社会推進課長 (14) 福祉部障がい政策課長

- (15) 福祉部障がいサービス課長
- (16) 子ども家庭部子ども政策課長 (17) 資源環境部環境政策課長
- (18) 都市整備部都市計画課長
- (19) まちづくり推進室まちづくり調整課長 (20) 土木部土木計画・交通安全課長 (21) 土木部工事設計課長

- 土木部みどりと公園課長 (22)
- (23) 教育委員会事務局教育総務課長

8 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿

区分	氏名	役職
本部長	坂本 健	区長
副本部長	尾科善彦	副区長
本部員	長沼豊	教育長
本部員	波多野 真樹	技監
本部員	篠田 聡	政策経営部長
本部員	田中光輝	総務部長
本部員	遠藤宏	危機管理部長
本部員	平岩俊二	区民文化部長
本部員	家田 彩子	産業経済部長
本部員	三浦 康之	健康生きがい部長
本部員	丸山 博史	福祉部長
本部員	関後介	子ども家庭部長
本部員	雨谷 周治	資源環境部長
本部員	内池 政人	都市整備部長
本部員	田島健	まちづくり推進室長
本部員	宮津 毅	土木部長
本部員	荒張 寿典	かわまちづくり担当部長

9 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部(検討会)会員名簿

区分	氏名	役職
会長	丸山 博史	福祉部長
委員	小島 健太郎	政策経営部政策企画課長
委員	土井 香帆里	政策経営部広聴広報課長
委員	千葉 亨二	政策経営部施設経営課長
委員	彼島 勲	政策経営部教育施設担当課長
委員	小林 惣	総務部参事(人事課長事務取扱)
委員	早川和宏	総務部契約管財課長
委員	町屋 聖	総務部男女社会参画課長
委員	牧修造	危機管理部地域防災支援課長
委員	折原 孝	区民文化部地域振興課長
委員	髙田 智也	区民文化部文化・国際交流課長
委員	田中一誉	区民文化部スポーツ振興課長
委員	藤原 仙昌	産業経済部産業振興課長
委員	佐藤 隆行	健康生きがい部長寿社会推進課長
委員	國枝 豊	福祉部障がいサービス課長
委員	吉田 有	子ども家庭部子ども政策課長
委員	河野 雅彦	資源環境部環境政策課長
委員	伊東龍一郎	都市整備部都市計画課長
委員	宇高雄大	まちづくり推進室まちづくり調整課長
委員	菊地 利幸	土木部土木計画・交通安全課長
委員	田中 秀崇	土木部工事設計課長
委員	河島 一郎	土木部みどりと公園課長
委員	久保田 智恵子	教育委員会事務局教育総務課長
事務局	佐久本 佳子	福祉部障がい政策課長

10 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025「後期実施計画」策 定経過

